

一般言語学論叢

第 17 号

2014 年

【研究ノート】

- 大阪方言 2000 文 福盛 貴弘 (1)
- トリノ・エジプト博物館所蔵 Papyrus Turin Cat.1885 の神官文字に関する
覚え書き 永井 正勝 (153)

投稿規程 (170)

規約 (172)

.....

筑波一般言語学研究会

刊行趣旨

『一般言語学論叢』は、筑波大学一般言語学研究室の OB が中心となって、1998 年に創刊した学術雑誌です。創刊の趣旨の一つとしては、同研究室院生および OB の論文発表の場を増やし、院生と OB 相互の縦のつながりを強化したいということもありました。しかし、本誌は、筑波大学の関係者に限らず、一般からの原稿も募集しております。

本誌作成におきましては、関係者が全国に散らばっているために、電子メールやメーリングリストを使って密に連絡を取り合い、論文投稿、査読、編集、組版、出版といった一連の作業に伴う原稿のやり取りも、可能な限り PDF ファイルに変換して転送するなど、IT 時代の技術をフルに活用しております。また、多言語環境を実現するために、刊行当初は文書組版システム TeX による統一を図りました。現在では、LaTeX と Word の体裁を調整し、いずれの形式でも提出できるようになりました。このことは、本誌のコストダウンにもつながっております。

本誌では、特定の理論・枠組みに偏らず、幅広く言語に関わる種々の研究論文を掲載し、言語学全体の発展に寄与したいと考えております。巻末の投稿規定にしたがって、積極的に投稿して下さるよう、よろしくお願い致します。言語学に興味・関心のある研究者に多く参加いただくことにより、さらに実りある議論ができ、言語研究が一層進むことを切に願う次第です。

投稿規程

1. **投稿資格** 投稿は会員および会員から推薦を受けた者から募る。
2. **投稿原稿** 投稿原稿は他の雑誌などで公刊されていないものに限る。口頭発表をまとめたもの、紀要などに載ったものを改訂したものは、その旨を記載すること。

投稿原稿は、研究論文及び研究ノートとする。研究論文は、オリジナリティーのある新しい知見を含んだものでなければならない。

3. **使用言語** 日本語及び英語とする。
4. **特殊文字ならびに日本語のローマ字化** ギリシア語・キリール文字以外の特殊文字はローマ字化する。音声字母は、国際音声字母 (International Phonetic Alphabet) を用いる。日本語のローマ字化は、1つの方式を統一的使用する。
5. **参照文献** 参照文献は、本文または注釈において引用または言及したもののみを論文の末尾にまとめる。単行本、論文集ならびに論文は、下記の様式で記載すること。

単行本、論文集:

著(編)者 発行年 書籍名 (和文の場合『』で、欧文の場合イタリックまたは下線で修飾) 発行地 (和文の場合不要) 発行所 (出版社または研究機関)

論文:

著(編)者 発行年 論文名 (和文の場合「」で、欧文の場合‘ ’で囲む。) 収録雑誌名または収録書籍名 雑誌の号数 記載ページ

6. **提出様式** 電子媒体 (MS Word あるいは LaTeX) での提出のみを認める。紙媒体での提出は認めない。MS Word ファイルあるいは LaTeX のソースファイルとともに PDF ファイルを提出すること。提出する原稿はホームページから入手できるスタイルシート、テンプレート、最終号の論文等を参考にして、そのまま入稿できる形で、ホームページに指定されたアドレスに添付ファイルで提出すること。また、メール本文に原稿の種類 (研究論文か研究ノートか) を記すこと。

7. **採否** 投稿論文は2名の匿名の査読者により審査される。投稿原稿の採否は査読者の審査を受けた形で編集部が決定する。

8. **進呈** 執筆者には、本誌 2 部と抜き刷り 20 部を進呈する。

(2012 年月 6 日 18 日改訂)

筑波一般言語学研究会規約

第 1 条 (名称)

本会の名称は「筑波一般言語学研究会」とする。

第 2 条 (目的)

本会は、言語に関する学術的研究成果の発表等を行い、言語研究の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、以下の事業を行う。

1. 毎年一回『一般言語学論叢』の発行
2. その他必要な事業

第 4 条 (事務局)

本会の事務局を、山口市吉田 1677-1 山口大学人文学部言語情報学乾研究室気付に置く。

第 5 条 (会員)

本会は言語研究に熱意を有し、本会規約を了承するものをもって構成する。

第 6 条 (役員)

本会には会員の互選により次の役員を置く。会長 1 名、書記・会計ほか若干名。役員任期は 1 年とする。

第 7 条 (会費)

会員の会費は年額 10,000 円とする。

第 8 条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金等を以てこれに当てる。

第 9 条 (規約の改正変更)

本会規約の改正変更には、正会員の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

付則

本規約は 1998 年 10 月 31 日発効の規約を 2005 年 7 月 30 日に改正したもので、2005 年 8 月 1 日より発効する。

編集後記

『一般言語学論叢』の17号をお届けします。この号には2本の研究ノートが掲載されています。研究ノートとはいえ、興味深いデータが提示され、特にうち1本は約150頁に及ぶ大部のものであったため、結果的には創刊以来、最も頁数の多い号となりました。

本誌は、1998年に筑波大学一般言語学研究室のOBを中心になって創刊しましたが、当時の一つの目的としては、院生とOBのつながりを強化、維持していきたいということでした。創刊からの雑誌を見返しますと、特に最初の10年ほどは相当数の投稿がありました。ここ最近、投稿が少なくなってきております。今後も本誌が長く継続するよう、院生の方々にも積極的に投稿されることを願う次第です。

最後になりましたが、快く査読を引き受けてくださった査読者の方々、編集作業に協力してくださった編集委員の方々に、この場を借りて深く感謝の意を表します。
(Y.H.)

一般言語学論叢 第17号 定価 1,080円
編集委員：山本秀樹（編集長）・橋本邦彦・皆島博

2014年12月31日発行

発行者 筑波一般言語学研究会（代表 池田潤）

〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学大学院人文社会科学研究科文芸・言語専攻

池田潤研究室気付

Tel/Fax: 029-853-4410

E-mail: ikedajun.fm@u.tsukuba.ac.jp

URL: <http://www.lingua.tsukuba.ac.jp/~ippan/JGL/>

Journal of General Linguistics

Vol.17

2014

CONTENTS

Notes

Takahiro FUKUMORI: The 2000 sentences of the Osaka dialect	1
Masakatsu NAGAI: A short note on the hieratic scripts of Papyrus Turin Cat. 1885	153
Information for Contributors	170
Rules and Regulations	172

Published by
Tsukuba Linguistic Circle

c/o Ikeda Laboratory, Doctoral Program in Literature and Linguistics,
University of Tsukuba
1-1-1 Tennodai, Tsukuba
Ibaraki 305-8571, Japan